

弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務
令和3年度（補佐予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）

公募型プロポーザル方式実施説明書

1. 事業名

弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務

2. 目的

本業務は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、町域における再生可能エネルギーの導入目標を設定するとともに、国の2030年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量をゼロにするために必要となる再エネ導入量の把握などの調査・分析とその実現のために必要な施策を検討するものである。

なお、本業務は環境省の「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を受け実施するものであり、その成果は、「弟子屈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」令和4年4月策定）の改定に係る検討資料として活用する。

3. 事業内容

別紙「弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務 仕様書」のとおり

※契約時における仕様書は、提案者の企画提案内容に応じて仕様を変更することがある。

4. 事業契約期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）（予定）

5. 委託上限額

事業限度額 9,942,999円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額を超えた者は失格とする。

※ 本金額はプロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではありません。

6. 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提出内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定する。

7. 担当部署

弟子屈町観光商工課商工振興係

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL：015-482-2940

FAX：015-482-5669

E-mail：syoukou@masyuko.or.jp

8. 公募型プロポーザル方式実施説明書等の配布

(1) 配布期間 令和4年8月22日～令和4年8月29日

(2) 配布方法 弟子屈町公式ウェブサイトからダウンロード、又は、「7. 担当部署」記載部署で直接配布。なお、直接配布は、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

9. 応募資格

本企画・提案型競争参加者は、次に掲げる参加資格を満たさなければならない。

- ①平成 26～28 年度に実施された、総務省「分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定事業」の調査業務について、採択された地方公共団体から元請として受注した契約実績が 3 件以上かつ北海道内の市町村を対象とした調査の実績がある者
- ②平成 29 年度以降（過去 5 年）に契約締結した、地域エネルギー事業もしくは地域エネルギーマネジメントの計画策定及びそれに類する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から元請として受注した契約実績が 1 件以上ある者
- ③本業務について、専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
- ④地方自治法施行令第 167 条の 4（第 1 項）の規定に該当しないこと。
- ⑤弟子屈町指名競争入札参加有資格者指名停止基準その他法令の規定による指名停止を受けていないこと。
- ⑥経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、町が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、弟子屈町暴力団排除条例」第 2 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者に該当しないこと。

10. スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和 4 年 8 月 2 2 日（月） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和 4 年 8 月 2 9 日（月）午後 5 時 |
| (3) 質問受付期限 | 令和 4 年 9 月 1 日（木）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書受付期限 | 令和 4 年 9 月 1 3 日（火）午後 5 時 |
| (5) 事業者選定通知 | 令和 4 年 9 月 1 6 日（金） |
| (6) 契約・業務着手（予定） | 令和 4 年 9 月 2 1 日（水）・ 2 2 日（木） |
| (7) 業務完了（予定） | 令和 5 年 1 月 3 1 日（火） |

11. 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出書類 参加表明書（別記様式第 1 号）

なお、弟子屈町競争入札参加資格を有しない者は、参加表明書の提出にあたり次に掲げる書類を併せて提出すること。

・個人の場合

- ①身分（元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書。発行後 3 ヶ月以内のもの。）
- ②住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの。）

・法人の場合

- ①登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの。法人に限る。）

・共通

- ①営業所表（別記様式第 2 号）
- ②委任状（別記様式第 3 号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- ③財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並び

に剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書)

- (2) 提出場所 「7. 担当部署」に同じ
- (3) 提出期限 令和4年8月29日(月)午後5時まで
(期限までの弟子屈町の休日を定める条例(平成3年弟子屈町条例第16号)第1条に規定する弟子屈町の休日(以下「休日」という。)を除く。)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。また、本町では郵送事故についての責任は負わない。)によることとし、ファックス及び電子メールによるものは受け付けない。
なお、持参の場合は、担当部署に連絡をし、事前に来庁時間の調整を必ず行うものとし、郵送により提出する場合には、期限内に提出先へ必着のこと。
- (5) 提出部数 各1部
- (6) 結果の通知等
 - ア 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の確認を行う。
 - イ 参加資格要件を満たす者に対しては、その旨の通知をし、提案書の提案要請書により提案書提出の要請を行う。
 - ウ 資格要件を満たさない者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - エ 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して7日(休日を除く。)以内に書面(任意様式)により説明を求めることができる。
 - オ 前項の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に請求者に対し書面で行う。

12. 企画提案書及び提出方法

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(任意様式)
 - ・様式は問わないが、原則としてA4版とし、両面印刷(ページ数制限なし)で作成すること。なお、可能な限り再生紙を利用し、過度な装飾は避けること。
 - ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと
 - イ 見積書(任意様式)
 - ・提案する内容に必要な一切の経費を含めること。
 - ・様式は問わないが、原則としてA4版(複数ページ可)とし、積算根拠が分かる内容とすること。
- (2) 提出期限 令和4年9月13日(火)午後5時まで
(期限までの休日は除く)
- (3) 提出先 「7. 担当部署」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。また、本町では郵送事故についての責任は負わない。)によることとし、ファックス及び電子メールによるものは受け付けない。
なお、持参の場合は、担当部署に連絡をし、事前に来庁時間の調整を必ず行うものとし、郵送により提出する場合には、期限内に提出先へ必着のこと。
- (5) 提出部数 各10部(正本1部、副本9部。正本のみ代表者印(委任をする場合は受任者の印)を押印のこと)
- (6) その他の留意事項
 - ・弟子屈町プロポーザル方式実施要綱、弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務仕様書を確認のうえ、提出すること。
 - ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から書類の不

足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を支持する場合があります。

- ・提出された提案書は、返却しない。
- ・企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

13. 手続き及び企画提案書作成に関する質問

(1) 質問の内容

企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問書 任意様式

(3) 質問書の提出先 「7. 担当部署」に同じ

(4) 質問書の提出方法 電子ファイルにて作成し、電子メールで提出すること。ただし、必ず事前に電話連絡すること。

(5) 質問書の提出期限 令和4年9月1日（木）午後5時まで （期限までの休日は除く）

(6) 質問に関する回答方法 質問を町が受理した日から2日以内に、メールで回答する。 また、弟子屈町公式ウェブサイトにて公表する。ただし、質問者の氏名等は公表しない。

14. 企画提案書の評価

(1) 公募型プロポーザル選考委員会

企画提案書の評価を実施するため、「弟子屈町プロポーザル方式実施要綱」第4条に基づき選考委員会を組織し、審査する。

(2) 企画提案書等の書類審査

選考委員会は、審査基準に基づき、提出された参加表明書及び企画提案書等の提出書類を審査し、当該業務の内容について最良の提案をした事業者等（以下「受託候補者」という。）を選定する。

(3) プレゼンテーション審査又はヒアリング審査の実施

ア 書類審査を踏まえ、必要に応じ複数事業者に対するプレゼンテーション審査又はヒアリング審査を実施する場合がある。

イ プレゼンテーション審査又はヒアリング審査の日時、場所は別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査又はヒアリング審査に出席しなかった事業者の企画提案は無効とする。

14. 審査及び評価の項目

審査及び評価の項目については、弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務公募型プロポーザル評価基準のとおりとする。

15. 選定結果の通知

(1) 受託候補者及び選定されなかった者に対し、書面により審査結果を通知する。

(2) 受託候補者を選定したときは、受託候補者及び評価の総点数を公表する。

(3) 選定されなかった者は、当該通知を受けた日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求められることができる。

(4) 説明請求に対する回答は、説明を求められることができる最終日から起算して10日以内に、書面により説明を求めた者に書面により回答する。

16. 失格事由（選定対象外事由）

本公募型プロポーザル方式の参加者が、契約の締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、その者が提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失う。

- (1) 「9. 応募資格」の各号の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (4) 本公募型プロポーザル方式に関して2以上の企画提案書、見積書を提出したとき。
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をしたとき。
- (6) 必要な書類が所定の日時まで所定の場所に到達しないとき。
- (7) 企画提案書等の記載事項が不明であるとき、又は所定の記名若しくは押印のないとき。
- (8) 本公募型プロポーザル方式関係者と不正な接触等を行ったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本事業実施説明書で指定した事項に違反したとき。

17. 契約の締結

- (1) 選定結果に基づき選定された受託候補者と協議し、契約を締結する。
- (2) 本プロポーザルにより受託者候補者を決定し、契約を締結したときは、弟子屈町公式ウェブサイトに掲載により公表する。

18. その他

(1) 書類提出にあたっての留意事項

- ア 提出書類の作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限の問い合わせ、書類等の追加、修正は原則として行わない。
- エ 提出された書類の返却は行わない。

(2) 再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により弟子屈町の承認を得るものとし、可能な限り地元（弟子屈町又は北海道内）の企業の活用に努めること。